

(2) 通学負担の軽減

統合後の通学区域においても徒歩での通学を基本としますが、これまでより通学区域が広くなることで通学時間が長くなる（学校まで遠くなる）児童の通学の負担を軽減する必要があります。そのため、通学区域再編の過渡期において、何度も通学先が変更になるなど負担の多い児童と、通学が長距離となる児童の通学の負担を軽くできるように通学先を選べるようにすることや、**スクールタクシー**などを通学に利用できるようにすることなどの施策を検討、実施します。

① 負担軽減策としての通学手段の検討結果

教育委員会では、通学の負担軽減策の検討・実施にあたり、**2026年3月に策定した「学校統合に伴う通学等に関する基本方針」**に基づき、公共交通機関の利用や新しい通学手段導入の必要性について表3-2-2の項目を調査確認しました。

その結果、鶴川東地区においては、**旧鶴川第三小学校に位置する統合校（仮校舎）までの路線バスがなく、路線バスを利用して統合校（仮校舎）に行くことは困難であることから、スクールタクシー等の運行による負担軽減策を検討します。**

② 取組内容

ア 通学先を選べるようにする

- ・ 学区外通学制度の内容決定、運用方法の検討、運用
- ・ 学区外通学制度の周知

イ 様々な視点から負担軽減策を検討する

- ・ 通学時の荷物を軽くすることや、通学を見守る仕組みづくりなど、児童の通学の負担を軽くするための具体的な内容の検討、実施

ウ 通学が長距離となる児童がスクールタクシー等を利用して通学できるようにする

- ・ **スクールタクシー等の負担軽減策の検討、実施**
- ・ 学校で必要となる対応の検討、実施

③ 取組スケジュール

項目/年度	2025	2026	2027	2028	2029 (統合/鶴三小仮校舎使用)	2030	2031	2032	2033 (新校舎使用)
通学先を選べるようにする			制度周知	申請受付 決定通知			制度周知	申請受付 決定通知	
様々な視点から負担軽減策を検討する		具体策の検討			具体策の検討				軽減策実施
			関係機関調整		軽減策実施	関係機関調整			
通学が長距離となる児童がスクールタクシー等を利用して通学できるようにする		運行方法の検討		運行に向けた調整	スクールタクシー等の負担軽減策の実施				
			学校での対応の検討						
					事業者調整				